

各種手当の所得限度額

単位:円≪限度額未満≫

No.	年度切替月 手当名		扶養親族等の数				
			0人	1人	2人	3人	4人
1	児童育成手当	6月	3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000	5,181,000
2	児童手当	6月	令和6年10月支給分から、 所得制限・上限限度額が撤廃されました。				
3	児童扶養手当	申請者 全部支給	690,000	1,070,000	1,450,000	1,830,000	2,210,000
		申請者 一部支給	2,080,000	2,460,000	2,840,000	3,220,000	3,600,000
		扶養義務者・ 配偶者・ 孤児等の養育者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
4	特別児童扶養手当	申請者	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	6,116,000
		扶養義務者・ 配偶者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000

- ・ No.3以外の手当について、対象児童を養育する保護者(父母など)が2名いる場合は、原則所得の高い保護者が受給者となります。※保護者全員の所得状況を審査します。
- ・ No.3の手当について、
 - ①対象児童を養育する保護者(父母等)が2名いる場合は、所得の状況と併せて、保護者の方々のご事情を確認させていただきます。
 - ②受給者の所得額は、税法上の所得金額に養育費の8割を加えたものです。受給者が父、または母以外の場合(たとえば養育者等)、養育費は加えません。
 - ③障害基礎年金等の受給者については、児童扶養手当額を算定する所得金額に、非課税公的年金(障害・遺族年金等)が含まれます。
 - ④扶養義務者とは、受給者と同じ居しているご家族(父母、兄弟姉妹、子ども等)です。同居している場合は、住民票上別世帯であっても扶養義務者として、所得状況を審査します。

■所得とは■

給与所得者の場合…給与所得(源泉徴収票の給与所得控除後の金額※)－右記の控除額
年金所得の場合…年金所得(年金所得控除後の金額※)－右記の控除額
※所得算定より給与所得控除後・年金所得控除後の合計金額から100,000円を控除
事業所得者の場合…事業所得(確定申告書の所得金額)－右記の控除額

手当に適用される控除額

令和7年9月 改訂

単位:円

税法上の控除		控除額	適用手当名	税法上の控除		控除額	適用手当名
本人についての控除	社会保険料控除相当額(一律)	80,000	全ての手当	扶養親族についての控除	障害者控除	270,000	全ての手当
	障害者控除	270,000			特別障害者控除	400,000	
	特別障害者控除	400,000			同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)	60,000	児童手当
	勤労学生控除	270,000				100,000	児童育成手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当(申請者のみ)
	雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除	控除相当分			老人扶養親族	60,000	児童手当
	肉用牛売却による事業所得	所得相当分	児童扶養手当 特別児童扶養手当(扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者)注(2)				
	寡婦控除	270,000	100,000			児童育成手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当(申請者のみ)	
	ひとり親控除	350,000	特定扶養親族注(3)		150,000	児童扶養手当(申請者のみ)	
	配偶者特別控除	控除相当分				250,000	児童育成手当 特別児童扶養手当(申請者のみ)

- 注(1)…父または母以外の受給者(養育者等)・扶養義務者の場合は、児童扶養手当でも控除することができます。
- 注(2)…扶養親族が2人以上の場合に適用されます。老人扶養親族のみの場合は2人目から控除されます。
- 注(3)…16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がいる場合、申立てにより特定扶養親族と同額が控除できます。

☆お問い合わせ☆

板橋区役所 子育て支援課 子どもの手当医療係
〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 ☎03-3579-2477
赤塚支所 住民サービス係
〒175-0092 板橋区赤塚6-38-1 ☎03-3938-5113